

令和5年第2回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件名	頁
2号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書	1

議員提出議案 第2号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
財務大臣	農林水産大臣
国土交通大臣	内閣官房長官

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月29日提出

提出者	都城市議会議員	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>綿屋 善明</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>中田 悟</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>

都城市議会議長 長友 潤治 様

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしています。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設されました。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいますが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところではあります。

都城市においても同様の状況が見られ、例えば、再造林率について言えば、令和元年度の宮崎県内再造林率が75%であるのに対し、令和2年度の大淀川流域の再造林率は55%に止まっています。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった被害が生じ、生活インフラの破壊や農地への影響が毎年のように見られています。

このような災害から国民を守るためにも、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっています。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、市の面積65,300ヘクタール中55%に当たるおよそ36,000ヘクタールの林野面積を抱える都城市では、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっています。

以上のことから、下記の実現を強く要請します。

記

森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

都城市議会